

令和5年 夏の交通安全運動北海道実施要綱

第1 運動の目的

交通安全を自らのことと捉え、交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践が主体的に行われるよう、道民一人一人の交通安全意識の高揚を図る。

第2 期間

1 運動期間

7月13日（木）～7月22日（土）までの10日間

2 統一行動日（セーフティコール）

7月13日（木）

3 飲酒運転根絶の日

7月13日（木）

第3 主催

北海道、北海道教育委員会、北海道警察、札幌市、市町村、公益社団法人北海道交通安全推進委員会、一般財団法人北海道交通安全協会、一般社団法人北海道安全運転管理者協会

第4 運動の重点

1 飲酒運転の根絶

2 バイク・自転車の交通事故防止

3 スピードダウンと全席シートベルト着用

4 子供と高齢者の交通事故防止

第5 運動の進め方

道、道教委、道警察、市町村をはじめ、関係機関・団体等は緊密に連携し、体系的かつ効果的な交通安全運動を展開するとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進する。

第6 運動重点の取組

1 飲酒運転の根絶

- (1) 「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」の基本理念である「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識の醸成を図ることに加え、「そして見逃さない」の視点をもって、飲酒運転が悪質な犯罪であることの認識や飲酒が身体に及ぼす影響に関する知識を深めること、さらには飲酒運転の再犯防止の取組である保健指導などの広報啓発活動を推進する。
- (2) 交通安全指導員や地域交通安全活動推進委員等の交通ボランティアなど関係機関・団体と連携した飲酒疑似体験による飲酒運転の危険性の認識向上、安全運転管理者等と連携した就業前後における飲酒状態の点検等の普及活動を推進する。
- (3) 飲食店や酒類販売店等の飲酒関連業界と連携したハンドルキーパー運動や広報啓発活動を推進する。
- (4) 道民が一丸となって飲酒運転を根絶する気運を高めるための象徴である「飲酒運転根絶ロゴマーク」の普及啓発や効果的な活用を推進する。
- (5) 「飲酒運転ゼロボックス」の活用など、飲酒運転に関する情報提供の促進を図り、飲酒運転を見逃さない「社会の目」の一層の拡大を推進する。

2 バイク・自転車の交通事故防止

- (1) バイク販売店や関係団体と連携し、運転技能向上のための交通安全講習会等への参加

- やプロテクターやエアバッグジャケットの着用を促進するほか、ツーリングコース等における広報啓発活動を推進する。
- (2) 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行（令和5年4月1日施行）により、全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務とされたことを踏まえた、ヘルメット着用の徹底に向けた広報啓発を推進する。
- (3) 自転車は「車両」であるということの周知を図るための広報啓発活動を推進する。
- (4) 自転車シミュレータや自転車安全利用五則等の活用による自転車の交通ルールとマナー向上に向けた交通安全教育や広報啓発活動を推進する。
- (5) 「北海道自転車条例」に基づき、あらゆる機会を通じて、自転車損害賠償保険等への加入に向けた広報啓発活動を推進する。

3 スピードダウンと全席シートベルト着用

- (1) 速度の出し過ぎによる危険性を周知するための広報啓発活動を推進する。
- (2) 思いやり・ゆずり合いの心を持った運転意識の醸成に向けた広報啓発活動を推進する。
- (3) ドライビングシミュレータ等を活用した安全速度の遵守に向けた交通安全教育を推進する。
- (4) 後部座席を含めた全席でのシートベルトの着用・チャイルドシートの正しい使用の効果についての広報啓発活動、地域・職域における着用率向上に向けた取組を推進する。
- (5) 各種資器材を活用したシートベルト非着用の危険性の認識向上に向けた交通安全教育を推進する。

4 子供と高齢者の交通事故防止

- (1) 運転者に対して、横断歩道における歩行者の安全確保や子供・高齢者の行動特性を理解した安全運転の普及など、歩行者を最優先とする保護意識の醸成を図る広報啓発活動を推進する。
- (2) 歩行者に対して、横断する意思を明確に伝えるなど自ら安全を守るための交通行動を促す交通安全教育を推進する。
- (3) 街頭における交通安全指導や交通ルールを身につけるための交通安全教室を開催するなど、子供の交通安全意識の高揚を図る広報活動を推進する。
- (4) 登下校時の安全を確保するため、関係機関・団体が連携して通学路の安全点検や保護・誘導活動を推進する。
- (5) 高齢者に交通安全のひと声アドバイスを行う「シルバーアドバイザーの店」の登録拡大など、あらゆる機会を通じて交通安全意識の向上を図る広報啓発活動を推進する。
- (6) 高齢者に個々の身体機能を自覚した安全な交通行動の実践を促すための交通安全教育や啓発活動のほか、高齢者宅への訪問活動による安全指導等を推進する。
- (7) 自動車等の運転免許証の返納者への支援に関する情報の提供や安全運転サポート車の普及促進のための広報啓発活動を推進する。

第7 新型コロナウイルス感染症の状況等に応じた運動の実施

主催機関・団体は、本運動の実施に当たって、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う道民の交通行動の変化等を注視しつつ、道民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の向上に努めるものとする。

第8 具体的広報内容

運動の推進に当たっては、次により運転者及び歩行者のそれぞれの立場から交通安全を実践するとともに、家庭、学校、職場では、交通の場における正しい行動が習慣化されるよう話し合いや指導を行い、各地域では地域のふれあいを通じて、地域に根ざした交通安全活動が行われるように努める。

1 飲酒運転の根絶

○ 運転者の皆さんは

飲酒運転は悪質で重大な犯罪であるとの認識を持ち、二日酔い運転を含め、飲酒運転は絶対にやめましょう。

○ 同乗者の皆さんは

運転者の飲酒状況を確かめ、二日酔い状態も含めて、酒気を帯びている人には、絶対に運転をさせないようにしましょう。(同乗罪に問われる場合があります。)

○ 家庭では

飲酒運転は悪質で重大な犯罪であること、悲惨な事故やひき逃げにつながる危険な行為であることなどを、家族で繰り返し話し合うなど、飲酒運転を根絶しましょう。

○ 職場・学校では

定期的に安全教育や指導などを行い、飲酒運転根絶の意識を浸透させましょう。

ポスター(飲酒運転根絶ロゴマーク使用)等の掲示や、ハンドルキーパー運動を推進するなど、継続的に安全啓発や注意喚起を実践しましょう。

飲酒場所に車で行かないことや、飲酒後の帰宅手段の確認など、飲酒運転をさせないため、お互いに注意喚起のひと声をかけましょう。

【ハンドルキーパー運動】

自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動です。

○ 酒類を提供・販売する飲食・販売店の皆さんは

飲酒運転の悪質・危険性や交通事故の悲惨さを呼びかけ、ハンドルキーパー運動を推進し、飲酒運転を根絶しましょう。

飲酒運転をしようとしている者を制止し、タクシーや運転代行の利用を促すなどして、飲酒運転を根絶しましょう。

○ タクシー・運転代行業者の皆さんは

酒類を提供する飲食店や酒類販売店等と協力して、タクシーや運転代行の利用を働きかけ、飲酒運転を根絶しましょう。

○ 地域・町内では

街頭啓発や町内会の会合、回覧板など、あらゆる機会を通じて、飲酒運転の根絶を呼びかけましょう。

○ 道民の皆さんは

「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」を徹底しましょう。

飲酒運転をしている者や、その疑いのある者を発見した場合は、警察に通報しましょう。

【飲酒運転通報システム】

北海道警察では、110番通報のほか、飲酒運転に関する情報提供を電子メールにより受け付ける「飲酒運転ゼロボックス」をホームページ上に開設しています。

2 バイク・自転車の交通事故防止

○ 運転者の皆さんは

交差点では、バイクを見落とす危険があります。バイクの有無や動きをしっかりと確認しましょう。

また、交差点等における一時停止、安全確認を徹底し、自転車との事故を防止するとともに、自転車を追い越すときは、安全な間隔を確保しましょう。

○ バイクを利用する皆さんは

ツーリング等では、余裕のある安全な計画のもとに、メンバー同士で事故防止について、事前に話し合いましょう。

また、無理な追い越し・スピードの出し過ぎに注意し、適度な休憩を取りましょう。

○ **自転車を利用する皆さん**

自転車も車両として交通ルールを守らなければならないことをよく認識しましょう。

車道通行が原則（左側端）、歩道通行は例外（歩行者優先）を徹底しましょう。

乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等への加入、夕暮れ時は早めのライト点灯に努めましょう。

イヤホン使用など安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態での運転、傘差し、「ながらスマホ」の片手運転など危険な行為はやめましょう。

○ **家庭では**

自転車の点検・整備に努め、自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用するとともに、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。

○ **学校では**

「自転車安全利用五則」や「北海道自転車条例」の周知を図るとともに、イヤホン使用など安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態での運転、傘差し、「ながらスマホ」の片手運転などの危険性についての指導を徹底しましょう。

○ **地域・町内では**

街頭啓発や町内会の会合、回覧板など、あらゆる機会を通じて、バイク・自転車の交通事故防止について呼びかけましょう。

また、交通安全講習等に積極的に参加するなど、反射材用品やLEDライト等の普及と着用の促進、自転車の交通ルールの遵守とマナーの向上に努め、お互いに自転車の安全利用を呼びかけましょう。

3 スピードダウンと全席シートベルト着用

○ **運転者の皆さん**

時間にゆとりをもち、スピードダウンで安全運転をしましょう。

後部座席を含め、全員がシートベルト・チャイルドシートを正しく着用しているか確認しましょう。

○ **同乗者の皆さん**

運転者に対して、ゆとりを持って運転し、スピードを出し過ぎないよう声をかけ、安全運転を実践させましょう。

全ての座席でシートベルト・チャイルドシートを着用しましょう。

○ **家庭・職場では**

スピードの出し過ぎによる交通事故の悲惨さを話し合い、安全運転に努めましょう。

シートベルト・チャイルドシートを着用しない場合の危険性について理解を深め、全ての座席において、必ず着用するよう習慣付けましょう。

○ **地域・町内では**

街頭での啓発活動や町内会の会合、回覧板など様々な機会を通して、スピードダウンや全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用について呼びかけましょう。

4 子供と高齢者の交通事故防止

○ **運転者の皆さん**

子供の飛び出しや、高齢者の道路横断にも対応できる安全な速度で運転しましょう。

体調に不安があるときは運転を控えるなど、無理のない運転を心がけましょう。

○ **歩行者の皆さん**

横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるときは、その横断歩道や交差点で横断しましょう。

信号機のない場所で横断する時は、手を上げるなどして運転者に横断する意思を明確に伝えましょう。

横断する前、横断中も、左右の安全をよく確認して車に注意しましょう。

交通安全講習会などに参加し、交通ルールや身体機能の変化などを理解しましょう。

○ **家庭では**

家族が外出するときは、「交通事故に気をつけて」のひと声をかけましょう。

運転に不安をもつ家族がいる場合は、免許の自主返納についても話し合いましょう。

○ **学校では**

基本的な交通ルールのほか、「ながらスマホ」などの危険性を理解させましょう。

○ **地域・町内では**

街頭啓発や広報活動を通じて、交通ルールの遵守や交通事故防止を呼びかけましょう。